火 · 金 発 行 )



号外 第17号 平成 30 年 3 月 30 日(金)

(毎週

### 次 目

### 載 依 頼

1				
	○熊本県教育庁の	の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正す		
	る規則・・・・・	(社会拳	女育課) ]	1
	○熊本県立学校	におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事		
	態への対処に	関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・(高校教	汝育課) 1	1
	○熊本県教育庁	・処務規程の一部を改正する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥(教育吗	汝策課) 3	3
		:習事務所処務規程を廃止する訓令‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ (社会拳	女育課) 3	3
		員会公印規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・( "	, ) 3	3
		員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・(教育呼	女策課) 4	4
	○熊本県教育委員	:員会電子署名規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・( "	) 4	4
	○熊本県職員等の	の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改		
	正する規則・・		兵員会) 4	4
	○給料表の適用領	範囲に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 26	6
	○熊本県職員の	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・( ッ	) 27	7
	○熊本県職員の	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・( ル	) 27	7
	○熊本県職員の	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一		
	部を改正する	規則	) 28	8
	○管理職員等の領	範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	) 28	8
	○熊本県に公平	委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等		
	の範囲を定め	る規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・( が	) 28	8
	○庶務事務を集	中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関す		
	る規程の一部	を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(病院局総務網	圣営課) 29	9
	○庶務事務を集	中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関す		
	る規程の一部	を改正する訓令(議会事務局網	総務課) 29	9

### 登載依頼

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公 布する

平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

### 熊本県教育委員会規則第4号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年熊本県教育委員会規 則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び生涯学習事務所」を削り、同条第3項を削る。 第3条中「並びに」を「及び」に改め、「及び生涯学習事務所」を削る。 第4条第2項中「別表第4」を「別表第3」に、「別表第5」を「別表第4」に、 表第6」を「別表第5」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1 (第2条関係)」に改める。 別表第2中「別表第2」を「別表第2 (第2条関係)」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「別表第4」を「別表第4 (第4条関係)」に改め、同表生涯学習事務所の 項を削り、同表を別表第3とする。

別表第5中「別表第5」を「別表第5 (第4条関係)」に改め、同表生涯学習事務所の 項を削り、同表を別表第4とする。

別表第6中「別表第6」を「別表第6 (第4条関係)」に改め、同表を別表第5とする。 附 텕

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関す る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

2

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

### 熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に 関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則(平成25年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「(以下「校内いじめ対策組織」という。)」を加える。

第2条の見出しを「(校内いじめ対策組織)」に改め、同条各号列記以外の部分中「法第22条の規定に基づき県立学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織(以下単に「組織」という。)」を「校内いじめ対策組織」に改め、「の各号」を削る。 第5条を第12条とする。

第4条の見出しを「(委員長)」に改め、同条第1項中「(教育委員会から派遣された専門家等を含む。以下同じ。)」を削り、「により」の次に「専門家等である委員のうちから」を加え、同条第4項から第8項までを削り、同条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

(会議)

- 第8条調査委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 調査委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。 (庶務)
- 第9条 調査委員会の庶務は、当該調査委員会を設置する県立学校において行う。 (知事への報告)
- 第10条 教育委員会は、自ら又は県立学校が行った重大事態の調査の結果について、書面により知事に報告しなければならない。この場合において、自ら重大事態の調査を行った場合にあっては熊本県いじめ防止対策審議会の答申書の写しを、県立学校が調査を行った場合にあっては校長から提出された第6条第3項の報告書の写しを添付しなければならない。

(情報提供)

第11条 県立学校又は教育委員会が法第28条第2項の規定による情報提供を行う場合には、書面により行うものとする。 第3条を次のように改める。

(熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議する重大事態)

- 第3条 熊本県いじめ防止対策審議会条例(平成26年熊本県条例第35号)第2条第3号の教育委員会規則で定める重大事態は、次に掲げる事態とする。
  - (1) 法第28条第1項第1号に規定する重大事態のうち、県立学校に在籍する児童又は生徒(以下この号及び次条第1項第3号において「児童等」という。)の自殺又は自殺未遂により当該児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めるもの。
  - (2) その他教育委員会が熊本県いじめ防止対策審議会で調査審議を行うことが必要であると認めるもの。
  - 第3条の次に次の3条を加える。

(重大事態の発生報告)

- 第4条 県立学校が、法第30条第1項の規定により重大事態が発生した旨の報告をしよ うとする場合には、当該重大事態が発生した県立学校の校長(以下「校長」という。) は、次に掲げる事項を記載した報告書その他の関係書類を教育委員会に提出しなければ ならない。
  - (1) 重大事態の発生日時
  - (2) 重大事態の発生場所
  - (3) 重大事態に関係する児童等の氏名
  - (4) 重大事態の概要
  - (5) 法第28条第1項の規定による調査(以下「重大事態の調査」という。)の実施 主体に係る意見
- 2 教育委員会は、前項の報告書その他の関係書類の提出を受けた場合には、必要に応じ校長に当該報告書その他の関係書類の内容について確認を行った後、速やかに当該重大事態が発生した旨の報告を知事にしなければならない。この場合において、教育委員会は、当該報告に際し、当該報告書を知事に提出するものとする。

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

- 第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告 書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。
- 2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者(次条及び第7条において「専門家等」という。)を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

- 第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組 織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指 名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦 する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会(以下「調査委員会」という。)を 設置するものとする。
- 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。

熊

- 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果に ついて速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。 附
  - この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### 能本県教育委員会訓令第4号

本庁各課 各地方機関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1教育総務局の部文化課の項中

総務・文化係 文化財調查第一係 文化財調查第二係

を

文化財活用班 文化財調查班

に改め、同表教育指導局の部特別支援教育課の

特別支援教育指導班 項中 施設整備班

を

特別支援教育指導班 施設整備班

新校整備班

に改める。

別表第4教育総務局の部社会教育課の款第8項教育長専決事項の欄第2号中「指定管理 者制度」を「指定管理者」に改め、同号を同欄第1号とし、同項課長専決事項の欄第2号 中「指定管理者制度」を「指定管理者」に改め、同款第9項教育長専決事項の欄第2号を 同欄第1号とし、同款第10項教育長専決事項の欄に次の1号を加える。

くまもと県民交流館の指定管理者に関する重要な事項(生涯学習活動に関する 業務に係るものに限る。)を決定すること。

別表第4教育総務局の部社会教育課の款第10項課長専決事項の欄第2号中「生涯学習 事務所事業への情報提供」を「学習の機会の提供」に改め、同号の次に次の5号を加える。

- 指導者の養成及び研修に関すること。
- 市町村等からの学習相談に関すること。 4
- 調査研究に関すること。
- くまもと県民交流館の指定管理者に関する事項(生涯学習活動に関する業務に係るものに限る。)を決定すること。 その他生涯学習の振興に関すること。

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各課 各地方機関

熊本県生涯学習事務所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県生涯学習事務所処務規程を廃止する訓令

熊本県生涯学習事務所処務規程(平成14年熊本県教育委員会訓令第11号)は、廃止 する。

텕

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各課

各地方機関 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会公印規程(昭和35年熊本県教育委員会訓令第82号)の一部を次の ように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1 (第2条関係)」に改め、同表中9の項を削り、 10の項を9の項とし、11の項から15の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中「別表第2」を「別表第2 (第2条関係)」に改め、同表中9を削り、10 を9とし、11から15までを1ずつ繰り上げる。

別表第3中「別表第3」を「別表第3 (第8条関係)」に改める。

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県教育委員会訓令第7号

本庁各課 各地方機関 各県立学校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

能本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令 熊本県教育委員会行政文書管理規程(平成24年熊本県教育委員会訓令第4号)の一部

を次のように改正する。 第2条第2号中「、熊本県生涯学習事務所」を削る。 第11条第1項中「文書管理システム等(」の次に「文書管理システム及び」を加え、 「含む」を「いう」に改める。

第54条第5項中「私学文書局長」を「総務私学局長」に改める

別表第1の2の表中「熊本県生涯学習推進センター 熊生セ」を削る。

別表第2中「熊本県教育庁」を「教育政策課」に改める。

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県教育委員会訓令第8号

本庁各課 各地方機関 各県立学校

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令 熊本県教育委員会電子署名規程(平成17年熊本県教育委員会訓令第2号)の一部を次 のように改正する。

本則の表以外の部分中「

の場合において、次表左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げるものは、同表右欄のよ

うに読み替えるものとする。」を削り、本則に後段として次のように加える。 この場合において、次の表の左欄に掲げる熊本県電子署名規程の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

本則の表中「本庁各課(センター)長」を「本庁各課長(知事公室付にあっては、知事 公室に置く政策審議監)」に改める。

附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 孝  $\blacksquare$ 

### 熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員 会規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 昇給(第19条-第24条の3)」を

「第4章 昇給(第19条-第24条の3) に、「第5章」を「第6章」に改める。 降号(第24条の4)

第5号を第6号とし、 第3条中第6号を第7号とし、 第4号の次に次の1号を加える。 「降号」とは、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。 第15条第4項中「させた場合におけるその者の号給は」を「させる場合において、前 3項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められる ときは」に、「、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。」を「、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。」に改める。 第16条第1項中「号給は」の次に「、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ」

を加え、「と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」を「に 対応する別表第8の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」と改め、 同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額 に達しない額の号給でなければならない。

第16条を第16条の2とし、同条の前に次の1条を加える。 (降格)

- 職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位 第16条 の職務の級に決定するものとする。
- 前項の規定により職員を降格させる場合には、当該職員の勤務成績を判定するに足り ると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を 遂行することが可能であると認められなければならない。
- 職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該職員を降格させる とができる。
- 第21条の2第3項中「にかかわらず」の次に「、人事委員会の定めるところにより」 を加え、同条第7項中「別表第8の2」を「別表第8の3」に改める。
- 第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。 隆 号 第5章
- 第24条の4 熊本県職員の分限に関する条例(昭和26年熊本県条例第44号)第4条 の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受け ていた号給より2号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低 の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

別表第1の1行政職給料表3級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中「福祉総合 相談所課長」を「福祉総合相談所課長 食肉衛生検査所課長」に、「病害虫防除所副所長」を「病害虫防除所副所長 大切畑ダム復興事務所課長」に改め、同表4級の部知事の 事務部局の款本庁の項中「室長 課長補佐」を「室長」に改め、同款地方出先機関の項中 「県央広域本部熊本土木事務所次長及び課長」を「県央広域本部熊本土木事務所次長及び 県央広域本部土木部益城復興事務所次長」に、「食肉衛生検査所次長及び課長」を 「食肉衛生検査所次長」に、「消費生活センター次長 くまもと県民交流館副館長」を 「病害虫防除所長」を「病害虫防除所長 「消費生活センター次長」に、 大切畑ダム復興 事務所長」に改め、同部教育委員会事務局の款事務局の項中「本庁室長及び課付 習推進センター次長」を「本庁室長及び課付」に改め、同表6級の部知事の事務部局の款 本庁の項中「センター長 政策監」を「政策監」に改め、同款地方出先機関の項中「県央 広域本部熊本土木事務所次長」を「県央広域本部熊本土木事務所次長 県央広域本部土木 部益城復興事務所長」に、「消費生活センター長 くまもと県民交流館長」を「消費生活 センター長」に改め、同表7級の部知事の事務部局の款地方出先機関の項中

企画振興部 東京事務所次長 健康福祉部 福祉総合相談所長

福祉総合相談所長 健康福祉部

に

を

生涯学習推進セ 改め、同部教育委員会事務局の款事務局の項中「本庁局長及び局付 - 所長」を「本庁局長及び局付」に改め、同表備考中第4項を削り、 同表備考中第5項を 第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考第9項中「東京事務所 次長並びに」を削り、同項を同表備考第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第 10項とする。

別表第1の2公安職給料表職務の級の欄中「4級」を「5級」に、 「6級」を「7級」 に改め、同表備考第4項中「4級」を「5級」に改め、同表備考第5項中「6級」を「7 級」に改める。

別表第1の3研究職給料表備考第2項中「巡査部長、警部補又は警部にある者をもって 充てる」を「この表に定める科学捜査研究所の主任の職務に相当する」に改め、同表備考 第3項中「警部(首席研究主幹であった者に限る。)又は警視にある者をもって充てる」 を「この表に定める科学捜査研究所の管理官の職務に相当する」に改める。

別表第1の4医療職給料表(1)の表2級の部知事の事務部局の款精神保健福祉センタ - の項を削る。

別表第1の5医療職給料表(2)の表3級の部知事の事務部局の款食肉衛生検査所の項 八代検査室長」を「八代検査室長」に改め、同表5級の部知事の事務部局の款

食肉衛生検査所の項中「次長」を「次長 課長」に改める。 別表第1の6医療職給料表(3)の表職務の級の欄中「1級」を「2級」に改める。 別表第8の2を別表第8の3とし、別表第8の1の次に次の1表を加える。

別表第8の2 降格時号給対応表 (第16条の2関係)

(その1) 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日	[	降	格	 後	Ø	号	給	
に受けて いた号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19 20	51 52	35 36	35 36	27 28	27 28	31 32	31 32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45 45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45
39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45
41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	

45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93			<u> </u>	
92	93	125	113	93			<u> </u>	
93	93	125	113	93				
94	93	125	110				<u> </u>	
95	93	125					<del> </del>	<u> </u>
96	93	125					<u> </u>	†
97	93	125					<del>                                     </del>	
98	93	125					†	<u> </u>
99	93	$\frac{125}{125}$						
	J J J	140					<u> </u>	1

100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

# (その2) 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日	ļ	降	格	後	の	号	給	ì
に受けて いた号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34

平成 30 年 3 月	30 日 金剛	翟	熊本	、県	公 帮	ž		号外 第1
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
<u>55</u>	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65 66	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85 95	
59	67	71	75 76	90	67	93	85 95	
60	68	72	76	92	68	93	85 85	
61	69	73	77	95	69 70	93	85	
62	70	74	78 70	98	70	93		
63	71 72	75 76	79 80	101	71 72	93 93		
65	73	77	80	104 105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
<b>⊢</b> .∵	<del>                                     </del>	<del> </del>	<del></del>	127	<del></del>		<del>                                     </del>	<del>                                     </del>

	78	88	90	98	125	88	93	
- 1	79	90	91	99	125	89	93	
- 1	80	92	92	100	125	90	93	
- 1	81	93	93	101	125	91	93	
- 1	82	94	94	102	125	92	93	
- 1	83	95	95	103	125	93	93	
- 1	84	96	96	104	125	93	93	
- 1	85	97	97	105	125	93	93	
- 1	86	98	98	106	125	93		
	87	99	99	107	125	93		
- 1	88	100	100	108	125	93		
- 1	89	101	102	110	125	93		
- 1	90	102	104	112	125	93		
- 1	91	103	106	114	125	93		
- 1	92	104	108	116	125	93		
- 1	93	106	109	118	125	93		
- 1	94	108	110	120				
- 1	95	110	111	122				
- 1	96	112	112	132				
- 1	97	114	113	137				
- 1	98	116	114	138				
- 1	99	118	115	139				
l	100	120	116	141				
Ī	101	122	119	141				
Ī	102	124	122	141				
	103	125	125	141				
l	104	125	128	141				
	105	125	131	141				
	106	125	134	141				
	107	125	137	141				
	108	125	140	141				
	109	125	142	141				
	110	125	144	141				
	111	125	145	141				
	112	125	145	141				
	113	125	145	141				
	114	125	145	141				
	115	125	145	141				
	116	125	145	141				
	117	125	145	141				
	118	125	145	141				
	119	125	145	141				
	120	125	145	141				
	121	125	145	141				
	122	125	145	141				
	123	125	145	141				
	124	125	145	141				
	125	125	145	141				
	126	125	145					
	127	125	145					
	128	125	145					
	129	125	145					
	130	125	145					
	131	125	145					
	132	125	145					

133	125	145			
134	125	145			
135	125	145			
136	125	145			
137	125	145			
138	125	145			
139	125	145			
140	125	145			
141	125	145			
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				

(その3)研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の	降	格後	の号	給
前日に受けて┝				
いた号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73

36	76	96	56	73
37	77	99	58	73
38	78	102	60	73
39	79	106	62	73
40	80	110	64	73
41	82	115	67	73
42	84	120	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	98	121	89	73
54	100	121	89	73
55	102	121	89	73
56	104	121	89	73
57	106	121	89	73
58	108	121	89	73
59	110	121	89	73
60	112	121	89	73
61	115	121	89	73
62	118	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
	121	121 l		
88 89	121 121	121 121		

91	121		
92	121		
93	121		
94	121		
95	121		
96	121		
97	121		
98	121		
99	121		
100	121		
101	121		
102	121		
103	121		
104	121		
105	121		
106	121		
107	121		
108	121		
109	121		
110	121		
111	121		
112	121		
113	121		
114	121		
115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

(その4) 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日	降	各 後 の	号 給					
に受けていた号給	1 級	2 級	3 級					
1	21	17	25					
2	22	18	26					
3	23	19	27					
4	24	20	28					
5	25	21	29					
6	26	22	30					
7	27	23	31					
8	28	24	32					
9	29	25	33					
10	30	26	34					
11	31	27	35					
12	32	28	36					
13	33	29	37					
14	34	30	38					
15	35	31	39					
16	36	32	40					
17	37	33	41					

18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	51	44	52
29	55	45	53
30	59	46	54
31	63	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	

7.0	0.5	0.7	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

(その5) 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日	降	格	後	D	号	給
に受けて いた号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42

24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	65	53	49	57	59	65
38	66	54	50	58	62	65
39	67	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85 85	
60 61	85 85	84	72 74	105 105	85 85	
62	85 85	91 98	76	105	85 85	
63	85	105	78	105	85 85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85 85	
66	85	105	84	105	00	
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
·		-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·		·

79	85	105	113	105	
80	85	105	113	105	
81	85	105	113	105	
82	85	105	113	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

# (その6) 医療職給料表(3)降格時号給対応表

	3/MM/MM/T 1/3/ (C	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
降格した 日の前日	降	格	後の	号	給
に受けて いた号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33

14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50		42	
			38		46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
	82		77		
65		89		90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93

69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	90
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169 169	153 153	125 125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			

124	169	153		
125	169	153		
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			

(その7) 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に	降格	み後 の	号 給
受けていた号給	1 級	2級 (3級から)	3 級
1	21	25 (53)	41
2	22	26 (54)	42
3	23	27 (55)	43
4	24	28 (56)	44
5	25	29 (57)	45
6	26	30 (58)	46
7	27	31 (59)	47
8	28	32 (60)	48
9	29	33 (61)	49
10	30	34 (62)	50
11	31	35 (63)	51
12	32	36 (64)	52
13	33	37 (65)	53
14	34	38 (66)	54
15	35	39 (67)	55
16	36	40 (68)	56
17	37	41 (69)	57
18	38	42 (70)	58

19	39	43 (71)	59
20	40	44 (72)	60
21	41	45 (73)	61
22	42	46 (74)	62
23	43	47 (75)	63
24	44	48 (76)	64
25	45	49 (77)	66
26	46	50 (78)	68
27	47	51 (79)	70
28	48	52 (80)	72
29	50	53 (81)	74
30	52	54 (82)	76
31	54	55 (83)	77
32	56	56 (84)	77
33	58	57 (85)	77
34	60	58 (86)	77
35	62	59 (87)	77
36	64	60 (88)	77
37	66	61 (89)	77
38	68	62 (90)	
39	70	63 (91)	
40	72	64 (92)	
41	73	65 (93)	
42	74	66 (94)	
43	75	67 (95)	
44	76	68 (96)	
45	78	69 (97)	
46	80	70 (98)	
47	82	71 (99)	
48	84	72 (100)	
49	86	73 (102)	
50	88	74 (104)	
51	90	75 (106)	
52	92	76 (108)	
53	94	77 (110)	
54	96	78 (112)	
55	98	79 (114)	
56	100	80 (116)	
57	103	81 (120)	
58	106	82 (124)	
59	109	83 (130)	
60	112	84 (145)	
61	118	85 (145)	
62	124	86 (145)	
63	130	87 (145)	
64	136	88 (145)	
65	141	89 (145)	
66	146	90 (145)	
67	151	91 (145)	
68	153	92 (145)	
69	153	93 (145)	
70	153	94 (145)	
71	153	95 (145)	
72	153	96 (145)	
73	153	97 (145)	

74	153	98 (145)	
75	153	99 (145)	
76	153	100 (145)	
77	153	101 (145)	
78	153	102	
79	153	103	
80	153	104	
81	153	106	
82	153	108	
83	153	110	
84	153	112	
85	153	114	
86	153	116	
87	153	118	
88	153	120	
89	153	125	
90	153	130	
91	153	135	
92	153	140	
93	153	142	
94	153	144	
95	153	145	
96	153	145	
97	153	145	
98	153	145	
99	153	145	
100	153	145	
101	153	145	
102	153	145	
103	153	145	
104	153	145	
105	153	145	
106	153	145	
107	153	145	
108	153	145	
109	153	145	
110	153	145	
111	153	145	
112	153	145	
113	153	145	
114	153	145	
115	153	145	
116	153	145	
117	153	145	
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
1 4 ( )	200		
127	153	I	

129	153	
130	153	
131	153	
132	153	
133	153	
134	153	
135	153	
136	153	
137	153	
138	153	
139	153	
140	153	
141	153	
142	153	
143	153	
144	153	
145	153	

### 備考

2級 (3級から) 欄の ( ) は、3級から2級へ降格する場合に適用し、3 級から特2級へ降格の場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日(以下「降格日」という。)において3級から2級へ降格したものとして、第16条の2の規定を適用し、当該降格日に当該降格後の2級から特2級へ昇格をしたものとして、第15条の規定を適用した場合に得られる号給とする。ただし、3級からの降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときには、3級から特2級への降格がなかったものとして第16条の2の規定を適用する。

(その8) 教育職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に	降格	子後の-	号 給	
受けていた号給	1 級	2級 (3級から)	3 級	
1	9	37 (49)	57	
2	10	38 (50)	58	
3	10	39 (51)	59	
4	11	40 (52)	60	
5	12	41 (53)	61	
6	13	42 (54)	62	
7	14	43 (55)	63	
8	15	44 (56)	64	
9	16	45 (57)	65	
10	17	46 (58)	66	
11	18	47 (59)	67	
12	19	48 (60)	68	
13	20	49 (61)	69	
14	21	50 (62)	70	
15	23	51 (63)	71	
16	24	52 (64)	72	
17	25	53 (65)	73	
18	26	54 (66)	74	
19	27	55 (67)	75	
20	28	56 (68)	80	
21	29	57 (69)	85	
22	30	58 (70)	90	

23	31	59 (71)	
		` ′	93
24	32	60 (72)	93
25	33	61 (73)	93
26	34	62 (74)	93
27	35	63 (75)	93
28	36	64 (76)	93
29	37	65 (77)	93
30	38	66 (78)	93
31	39	67 (79)	93
32	40	68 (80)	93
33	41	69 (81)	93
34	42	70 (82)	93
35	43	71 (83)	93
36	44	72 (84)	93
37	45	73 (85)	93
38	46	74 (86)	
39	47	75 (87)	
40	48	76 (88)	
41	50	77 (89)	
42	52	78 (90)	
43	54	79 (91)	
44	56	80 (92)	
45	58	81 (93)	
46	60	82 (94)	
47	62	83 (95)	
48	64	84 (96)	
49	66	85 (97)	
50	68	86 (98)	
51	70	87 (99)	
52	72	88 (100)	
53	74	89 (101)	
54	76	90 (102)	
55	78	91 (103)	
56	80	92 (104)	
57	81	93 (105)	
58	82	94 (106)	
59	83	95 (107)	
60	84	96 (108)	
61	87	97 (110)	
62	90	98 (112)	
63	93	99 (114)	
64	96	100 (116)	
65	103	101 (117)	
66	110	102 (118)	
67	117	103 (119)	
68	124	104 (120)	
69	125	105 (122)	
70	125	106 (124)	
71	125	107 (126)	
72	125	108 (128)	
73	125	109 (131)	
74	125	110 (134)	
75	125	111 (140)	
76	125	112 (157)	
10		114 (157)	

78	125	116 (157)	
79	125	118 (157)	
80	125	120 (157)	
81	125	121 (157)	
82	125	122 (157)	
83	125	123 (157)	
84	125	124 (157)	
85	125	125 (157)	
86	125	126 (157)	
87	125	127 (157)	
88	125	128 (157)	
89	125	130 (157)	
90	125	134 (157)	
91	125	138 (157)	
92	125	142 (157)	
93	125	146 (157)	
94	125	150	
95	125	153	
96	125	156	
97	125	157	
98	125	157	
99	125	157	
100	125	157	
101	125	157	
102	125	157	
103	125	157	
104	125	157	
105	125	157	
106	125	157	
107	125	157	
108	125	157	
109	125	157	
110	125	157	
111	125	157	
112	125	157	
113	125	157	
114	125	157	
115	125	157	
116	125	157	
117	125	157	
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		

133	125	
134	125	
135	125	
136	125	
137	125	
138	125	
139	125	
140	125	
141	125	
142	125	
143	125	
144	125	
145	125	
146	125	
147	125	
148	125	
149	125	
150	125	
151	125	
152	125	
153	125	
154	125	
155	125	
156	125	
157	125	

### 備考

2級(3級から)欄の()は、3級から2級へ降格する場合に適用し、3級から特2級へ降格の場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日(以下「降格日」という。)において3級から2級へ降格したものとして、第16条の2の規定を適用し、当該降格日に当該降格後の2級から特2級へ昇格をしたものとして、第15条の規定を適用した場合に得られる号給とする。ただし、3級からの降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときには、3級から特2級への降格がなかったものとして第16条の2の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

### 熊本県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

- 第6条第1項中「、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手に適用する。」を「、次の各号に掲げる職員に適用する。」に改め、同項に次の各号を加える。
  - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手

  - 第7条第1項中「教育職給料表(3)は、」の次に「市町村立の」を加える。 附 則
  - この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

## 熊本県人事委員会規則第6号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第11 号)の一部を次のように改正する。

別表第1警察の部警察署の項中「玉名警察署長」大津警察署長」を「玉名警察署長」に、「山鹿警察署長」を「大津警察署長」に改める。

第2条 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の部総務部の款本庁の項中「

総務事務センター長 5種

孝

出田

を削り、同款地方出先機関の項中「広域本部地域振興局総務課長」を「広域本部地域振興局総務課長 県央広域本部土木部益城復興事務所長 県央広域本部土木部益城復興事務所次長」に改め、同部企画振興部の款地方出先機関の項中

[東京事務所次長(人事委員会が定めるものに限る。) 3種 を削り、「東京

附則

(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施 行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成30年3月15日から適用する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年3月30日

### 熊本県人事委員会規則第7号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第7号) の一部を次のように改正する。

熊本県人事委員会委員長

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝

### 熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成29年熊本県人 事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第4条第2項から第4項まで及び」を「第4条第2項及び第3項並びに」

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項中「第4条第2項から第4項まで及び」を「第4条第2項及び第3項並びに」 に改め、同項を附則第7項とする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝

### 熊本県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を 次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「課長 センター長」を「課長」に改める。

別表出先機関の表くまもと県民交流館の項及び生涯学習推進センターの項を削り、同表 家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

大切畑ダム復興事務所 所長

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規 則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田

### 熊本県人事委員会規則第10号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定め る規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規 則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の部市長部局の項中「所長」を「診療所長」に改め、同表宇城市 の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁(会計課を含む。)	部長 総合政策監 会計管理者 総括
		審議員 部次長 課長 所長 政策審
		議員 職員係長 行政経営係長
	支所	支所長 課長 政策審議員
	出張所	所長
	市民病院	院長 副院長 部長 事務長 看護師
		長

別表市町村の表宇城市の部教育員会の項中「次長」を「部次長」に改め、同表南阿蘇村 の部村長部局の項中「審議員」を「審議員 室長」に改め、同表山都町の部町長部局の項 を次のように改める。

町長部局	本庁(会計課を含む。		会計質		者	課長	審議員	
	支所		支所县	<u></u>	審議	員		
	病院	3	病院县	Ē į	副病	院長	医務局長	診療所
			長	事務:	長	総看護	師長 薬	系剤師 長
		i	診療力	汝射;	線技	師長	臨床検査	技師長
別表市町村の表替北	に町の部町長部局の項を	<b>次の</b>	ようし	こみ	める	_		

町長部局 本庁(会計室を含む。) 会計管理者 政策審議員 総務課長補佐 企画財政課長補佐 員 総務係長 文書法規係長 財政係長 秘書広報係長

別表市町村の表相良村の部村長部局(会計室を含む。)の項中「課長 室長」を「課長」 に改め、同部教育委員会の項中「局長」を「課長」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県病院局管理規程第2号

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改 正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県病院事業管理者 永 井 正

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部 を改正する規程

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程(平成20 年熊本県病院局管理規程第21号)の一部を次のように改正する。 第1条中「総務税務局総務事務センター(以下「総務事務センター」という。)」を「総

務私学局総務厚生課(以下「総務厚生課」という。)」に改める。

第2条中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。 第3条中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同条第1 号中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第2号中「センター課長補佐」を 「総務厚生課課長補佐」に改め、同条第3号中「センター主幹」を「総務厚生課主幹」に 改め、同条第4号中「センター担当員」を「総務厚生課担当員」に改める。

第5条第1項中「センター長は総務事務センター長」を「総務厚生課長は総務厚生課 長」に、「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に、「総務事務センター」を 「総務厚生課」に、「センター主幹」を「総務厚生課主幹」に改め、同条第2項中「センター担当員」を「総務厚生課担当員」に、「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め

第6条第1項中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第2項中「センター課 長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に、「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条 第3項中「センター主幹」を「総務厚生課主幹」に、「センター担当員」を「総務厚生課 担当員」に改める。

第7条の見出し中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第1項中「センター 長」を「総務厚生課長」に改め、同条第2項中「センター長」を「総務厚生課長」に、 「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に改める。

第8条の見出し中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条中「センター長」を 「総務厚生課長」に、「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に改める。 附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 熊本県議会訓令第1号

議会事務局

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改 正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県議会議長 坂田

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部 を改正する訓令

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程(平成20 年熊本県議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同条第2項中「総務事 務センター」を「総務厚生課」に改め、同条第3項中「総務事務センター」を「総務厚生 課」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同 項第1号中「センター長」を「課長」に改め、同項第2号中「センター」を削り、同項第 3号中「センター」を削り、同項第4号中「センター」を削り、同条第2項中「センター 長」を「課長」に、「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、「センター」を削り、 同条第3項中「センター」を削り、「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。 第3条第2項中「センター」を削り、「センター長」を「課長」に改め、同条第3項中

「センター」を削る。

第4条の見出し中「センター長」を「課長」に改め、同条第1項中「センター長」を「 課長」に改め、同条第2項中「センター長」を「課長」に改め、「センター」を削る。 第5条の見出し中「センター長」を「課長」に改め、同条中「センター長」を「課長」 に改め、「センター」を削る。

附 텕

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。